

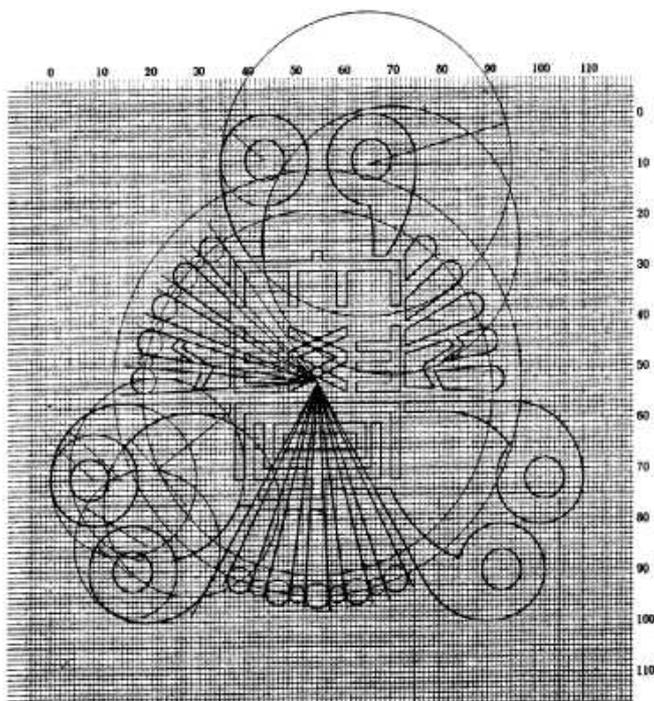
○国立大学法人埼玉大学学章規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 33号

第1条 本学の学章を、次のように定める。



第2条 学章の寸法の割合は、次のとおりとする。



第3条 この規則に定めるもののほか、学章の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。